２０２５年度定例総会・学習会開催のお知らせ

テーマ「子どもの権利が守られる学校」

期日：2025 年 6 月 8 日（日）13：30～15：30 【参加費無料・ZOOM 併用】

会場：千葉県教育会館本館 6 階 608 号室・（定員 50）

第１部　学習会（13：30～15：30）・開場（13：15）

開会挨拶（13：30～13：35）理事長　米田　修

◎発言者・大貫隆志（おおぬきたかし）さん（一般社団法人ここから未来・代表理事）

テーマ・「理不尽指導と子どもの被害」

～その背景にある教員の懲戒権を考える～

◎発言者・米田修（当法人理事長）

テーマ「学校教育法第 11 条の「校長・教員の懲戒権規定の削除」等の改正を求めて

当法人は、２０２３年６月の総会兼学習会で、発言者の大貫隆志さんを招いて、「教員の不適切な指導は、なぜ容認され増幅されるのか」と題して、その問題性を講演していただきました。同年 12 月には東京で、「一般社団法人ここから未来」と当法人がいっしょに「学校教育に懲戒権は必要なのか」と題してシンポジュウムを開催してきました（2024 年 3 月・基調講演録・参照）。

しかしながら 2023 年 10 月に千葉県では、県立高校の 2 年女子生徒の自死事件が起きています。その原因を調査した「詳細調査委員会報告書」を読むと、「生徒指導提要」の警鐘どおり「いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは（中略）児童生徒を精神的に追い詰めることにつながる」と言えるように、教員らの理不尽指導と、女子生徒の何度ものＳＯＳを高校が受け止められず、その対応を放置し、自死に至らせています（詳細は、当ネットワークニュース 2025 年 2 月号の特集記事・参照）。

私たちは、このような指導死を招く、教員の理不尽指導の根拠となっている「教員の懲戒権」を問題視してきましたが、今後の行動計画を「指導死の根絶に向けて」とし、学校教育法第 11 条の改正の必要性を訴え、法改正を実現したいと思っています。ぜひ、学習会へご参加ください。

【発言者大貫隆志さんの紹介】

1957 年、栃木県生まれ。2000 年に次男が生徒指導を受けた直後に自殺。これを指導死と名付ける。

一般社団法人 ここから未来 代表理事、指導死親の会 共同代表。

生徒指導についての教職員研修や調査委員会に関わる。

編著に『指導死』（高文研）、共著に『子どもの人権をまもるために』（晶文社）、『ブラック校則』（東洋館出版社）ほか。

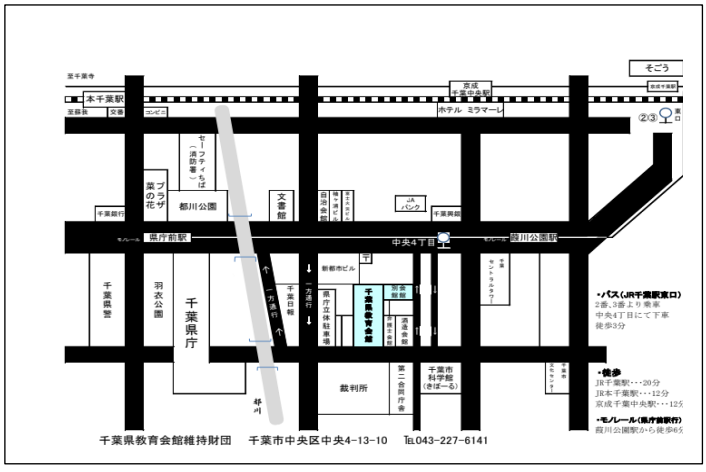

【会場案内図】千葉市中央区中央４-13-10（℡043-227-6141）
ＪＲ本千葉駅から徒歩約 12 分・京成千葉中央駅から徒歩 12 分

第２部　2025 年度定例総会（15：45～16：35・50 分）

主催・NPO 法人千葉こどもサポートネット〒260-0803 千葉市中央区花輪町 74－6・℡043－266-8419
【参加申込みはメールで】E-mail: chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp